

1. いじめの定義

第二条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめに対する基本姿勢

- 学校はすべての児童にとって安全であり、安心して学ぶことができる居場所でなければならない。
- いじめは、重大な人権侵害・犯罪行為であるとの認識のもと、いじめを起こさない学校をめざす。
- 本校の教職員は、常に「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもち、児童に寄り添う対応をする。
- いじめのない学校とするために、児童に豊かな心を育み、いじめをおこなうことがない態度、判断能力を身に付けさせ、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- 教職員はいじめられた児童の立場に立ち、できるかぎりの支援を行い、その児童を守り通す。
- いじめた児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係諸機関との連携協力に努める。

3. 未然防止に向けて

- 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、いじめ防止を推進する。
- 児童が、いじめ問題を自分のこととして考え、判断し行動できるような学校教育活動に努める。
- 人権教育・道徳教育・特別活動・教科教育をとおして、児童が適切な人間関係を構築できるようにし、規範意識や集団の在り方等についての学習を深められるようにする。
- 学校は、児童一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- 教職員は、児童の学校生活での悩みの解消を図るためのかかわりを深め、児童がスクールカウンセラー等の関係諸機関を活用できるよう配慮する。
- インターネット（SNS・LINE等を含む）等の安全で適切な利用のため、教職員は平素から児童に適切な関係を築く方法を伝え、情報機器利用上のルールづくりをすすめる。
- いじめを防ぐため、教職員は児童に寄り添うことができるよう、人権研修等をとおして自らの人権感覚を醸成し職員としての資質・能力の向上を図る。
- 地域や関係諸機関と、連携を深め、定期的な情報交換をおこなう。

4. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の行き届きにくいところで発生しているという意識を学校・家庭・地域で共通理解し、児童同士の関係の実態把握に努める。

●児童のいじめを疑う	いじめ対応チェックリスト等
●児童の声に耳を傾ける	アンケート調査、個別面談等
●児童の行動を注視する	チェックリスト・情報モラル教育講座等
●保護者と情報を共有する	連絡ノート、電話、懇談，家庭訪問、PTAの会議等
●地域と日常的に連携する	地域行事、関係諸機関との情報共有

5. 早期解決に向けて

- いじめ問題が発生したときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者に対応についての理解を求め、共通理解したうえで、いじめ解消をめざす。
- いじめられた児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、説明を行う。
- 学級担任等が少人数で課題を抱え込むことのないように、生指委員会を中心に組織的対応をする。
- いじめたとされる児童には、他者の心身に傷つけることの重大さに気づかせ、毅然とした指導を行うとともに、教職員はいじめたとされる児童にも寄り添い、いじめに向かわせない心情と態度を育成する。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努め、保護者とも継続的な連絡を行う。

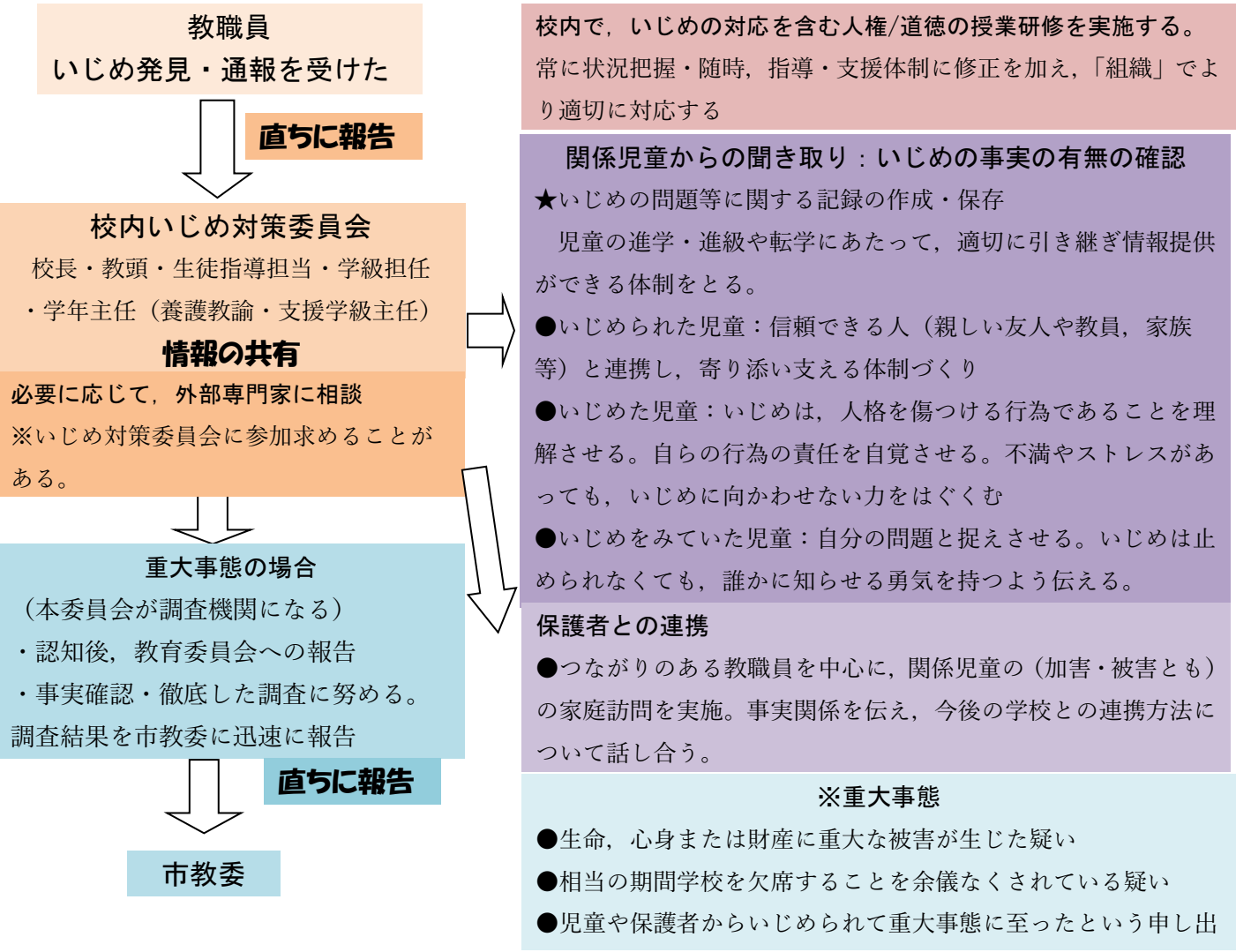
6. いじめアンケートの実施

- 6月、11月、2月にいじめアンケート調査を実施する。また、必要に応じ、随時いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行うことができるようにする。

7. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の充実

校長・教頭・生徒指導担当・学級担任・学年主任（養護教諭・支援学級主任）等を構成員として、「校内いじめ対策委員会」を随時設置する。本委員会において、いじめ拡大防止に向けた取組についての実態把握・共通理解を行うとともに、状況に応じ取組の工夫改善に努める。

◎いじめに対する措置



8. ネット上のトラブル対応について

PC（一人一台タブレットを含む）、携帯電話、スマートフォンの児童の生活範囲への浸透に伴い、インターネット（SNS・LINE等を含む）等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくくなっているため、情報モラル教育講座等をおこない、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においても、これらについての理解を求める。また、児童が悩みを抱え込まないように、関係諸機関との連携についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるため、直ちに削除するよう関係企業等に要請する。必要に応じて、法務局または警察の協力を求める。

なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報する。

9. いじめ防止対策における留意点

●いじめは、児童や保護者から、いじめられたという申立てがあったときは、その時点で学校は重大な事態が発生したものと受け止め、必要な対応をとる（教育委員会への報告等）。

●遊びやけんかやふざけ合い等、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為をやめさせる。そして、その背景にある事情やその児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

●いじめを知らせてきた児童の安全は、十分に確保する。

●いじめの状況に応じて、心理的な孤独感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をおこなう。

●いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題と捉えられるような学校教育をおこなう。たとえ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

●いじめは、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

●いじめは、いじめに係る行為が少なくとも3か月継続し、被害児童がいじめによる心身の苦痛を感じていないと客観的に認められる状態を持っていじめの解消と考える。

★学校協議会による改善

「学校力向上プラン」に対する具体的な学校の児童への支援・指導の状況や達成状況を評価していただき、学校はその評価結果を踏まえ、生徒指導上の改善に取り組む。

10. 向丘小学校の「いじめ防止に関する年間の取組」

- 4月 校内いじめ対策委員会設置（発生時は随時開催）
学級や家庭訪問等の児童実態把握
- 5月 学校協議会
- 6月 いじめアンケート実施 健全育成協議会への参画
- 7月 5.6年非行防止教室（時期変更の可能性あり）懇談会等での実態把握
- 7月～8月 人権研修(時期回数変更の可能性あり)
- 9月 学期初めの児童の実態把握 情報モラル教育講座（時期変更の可能性あり）
- 11月 いじめアンケート2回目 いじめ防止対策委員会開催
懇談会等での実態把握
- 1月 学期初めの児童の実態把握 学校教育アンケート
- 2月 いじめアンケート3回目 いじめ防止対策委員会開催
- 3月 学校協議会